# 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則 （昭和四十九年厚生省令第三十四号）

#### 第一条（家庭用品の基準）

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により指定する家庭用品は、別表第一の有害物質の欄の区分に応じ同表の家庭用品の欄に掲げるとおりとし、同項の規定により定める基準は、同表の家庭用品の欄の区分に応じ同表の基準の欄に掲げるとおりとする。

#### 第二条

法第四条第二項の規定により指定する家庭用品は、別表第二の家庭用品の欄に掲げるとおりとし、同項の規定により定める基準は、同表の基準の欄に掲げるとおりとする。

#### 第三条（法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員）

法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

* 一  
  食品衛生監視員（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第二号又は第三号に該当する者に限る。）
* 二  
  薬事監視員（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第六十八条第一号又は第二号に該当する者に限る。）
* 三  
  次のいずれかに該当する職員

#### 第四条（収去証）

家庭用品衛生監視員は、法第七条第一項の規定により家庭用品を収去しようとするときは、その相手方に、様式第一による収去証を交付しなければならない。

#### 第五条（身分を示す証明書）

法第七条第三項に規定する証明書は、様式第二によるものとする。

# 附　則

##### １

この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。  
ただし、別表第一中有機水銀化合物に係る部分は、昭和五十年一月一日から、同表中ホルムアルデヒドに係る部分は、同年十月一日から施行する。

# 附則（昭和五二年九月二四日厚生省令第四〇号）

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。  
ただし、別表第一の改正規定中ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）に係る部分は、同年十月一日から施行する。

# 附則（昭和五三年九月二七日厚生省令第六四号）

この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。  
ただし、別表第一の改正規定中トリフエニル錫すず  
化合物に係る部分は、昭和五十四年一月一日から施行する。

# 附則（昭和五四年一二月一八日厚生省令第四六号）

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五六年七月二七日厚生省令第五四号）

この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。  
ただし、別表第一の改正規定中四・六―ジクロル―七―（二・四・五―トリクロルフエノキシ）―二―トリフルオルメチルベンズイミダゾール及びメタノールに係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年五月二七日厚生省令第二八号）

この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年七月一二日厚生省令第三一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ３

第八条の規定の施行の際現に家庭用品衛生監視員が携帯する証明書は、同条の規定による改正後の様式による証明書とみなす。

# 附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

##### ４

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

# 附則（平成九年九月三〇日厚生省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一〇月一日厚生省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）

##### １

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一六年二月六日厚生労働省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

# 附則（平成一六年六月一五日厚生労働省令第一〇四号）

この省令は、平成十六年六月十五日から施行する。

# 附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

#### 第九条（経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二一年三月二六日厚生労働省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

# 附則（平成二七年七月九日厚生労働省令第一二四号）

##### １

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
ただし、様式第二の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式による証明書とみなす。

# 附則（平成二九年一〇月二七日厚生労働省令第一一八号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

##### ２

旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 第二条（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。